

# 神戸市港湾環境整備負担金条例

昭和 55 年 3 月 31 日条例第 35 号

(趣 旨)

第 1 条 この条例は、港湾法（昭和 25 年法律第 218 号。以下「法」という。）第 43 条の 5 第 1 項の規定に基づき、本市が徴収する港湾環境整備負担金（以下「負担金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(負担対象工事)

第 2 条 負担金は、本市が実施する港湾工事で次の各号に掲げるもののうち、市長が指定するもの（以下「負担対象工事」という。）について徴収する。

- (1) 法第 2 条第 5 項第 9 号の港湾公害防止施設（公害防止用緩衝地帯に限る。）及び同項第 9 号の 3 の港湾環境整備施設（これらの敷地を含む。）の建設又は改良の工事
- (2) 前号に掲げる施設の維持の工事
- (3) 法第 2 条第 5 項第 9 号の港湾公害防止施設のうち、公害防止用緩衝地帯以外のもの（敷地を含む。）の建設又は改良の工事
- (4) 前号に掲げる施設の維持の工事並びに港湾における汚でいその他の公害の原因となる物質のたい積の排除その他の処理のための工事、汚濁水の浄化のための工事及び漂流物の除去その他の清掃のための工事

2 前項の規定による市長の指定は、規則で定めるところにより、当該港湾工事の種類、工事に要した費用、負担区域その他必要な事項を告示することにより行う。

3 負担金は、港湾工事の完了した日から起算して 3 年を経過する日までに前項の告示をしなかった場合は、徴収することができない。

(負担対象事業者)

第 3 条 負担金を負担させる事業者は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に掲げる者（国及び地方公共団体を除く。以下「負担対象事業者」という。）とする。

- (1) 負担対象工事が前条第 1 項第 1 号又は第 3 号に掲げる工事である場合 次に掲げる者
  - ア 工事の完了した日に現に負担区域内においてその敷地（水面を含む。以下同じ。）の面積の合計が 1 万平方メートル以上である工場又は事業場に係る事業者
  - イ アに掲げる事業者のほか、工事の完了した日後 10 年間に負担区域内においてその敷地の面積の合計が 1 万平方メートル以上になつた工場又は事業場に係る事業者
- (2) 負担対象工事が前条第 1 項第 2 号又は第 4 号に掲げる工事である場合 前号アに掲げる者

(負担金の計算)

第4条 負担金の額は、第1号に掲げる額に第2号ア若しくはイ又は第3号に掲げる割合を乗じて得た額に相当する金額とする。

(1) 負担対象工事に要する費用の額に2分の1の割合(市長が当該工事の種類、規模等を考慮して2分の1未満でこれと異なる割合を定めたときは、当該割合)を乗じて得た額

(2) 負担対象工事が第2条第1項第1号又は第3号に掲げる工事である場合にあつては次に掲げる割合

ア 負担対象工事の完了した日に現に当該工事に係る負担区域内にある工場又は事業場の敷地の面積の合計に当該負担区域内における工場又は事業場の設置予定区域の面積として市長が定める面積を加算した面積(イにおいて「工場等敷地面積」という。)に対する前条第1号に規定する負担対象事業者の工場又は事業場の当該負担区域内にある敷地の面積(既に当該工事に係る負担金の負担の対象となつた敷地の面積を除く。)の合計の割合

イ 負担対象工事が完了した日後10年間に前条第1号に規定する負担対象事業者が工場又は事業場の敷地面積を増加した場合にあつては、工場等敷地面積に対する増加後の当該工場又は事業場の負担区域内にある敷地の面積(既に当該工事に係る負担金の負担対象となつた敷地の面積を除く。)の合計の割合

(3) 負担対象工事が第2条第1項第2号又は第4号に掲げる工事である場合にあつては、当該工事の完了した日に現に負担区域内にある工場又は事業場の敷地の面積の合計に対する前条第2号に規定する負担対象事業者の工場又は事業場の当該負担区域内にある敷地の面積の合計の割合

(負担区域)

第5条 前3条に定める負担区域は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める区域とする。

(1) 負担対象工事が第2条第1項第1号に掲げる工事である場合 神戸港臨港地区及び予定埋立区域

(2) 負担対象工事が第2条第1項第2号に掲げる工事である場合 神戸港臨港地区

(3) 負担対象工事が第2条第1項第3号又は第4号に掲げる工事である場合 神戸港臨港地区及び神戸港港湾区域

2 市長は、前項第1号に規定する予定埋立区域を、規則で定めるところにより、告示しなければならない。これを変更するときも同様とする。

(工場又は事業場の敷地面積の届出)

第6条 毎年3月31日に現に神戸港臨港地区内及び神戸港港湾区域内において、その敷地の面積の合計が1万平方メートル以上である工場又は事業場に係る事業者は、当該年の4月30日までに規則で定めるところにより、当該工場又は事業場の敷地面積その他規則で定める事項を市長に届け出なければならない。

2 前項に定める者を除くほか、新たに神戸港臨港地区内及び神戸港港湾区域内においてその敷地の面積の合計が1万平方メートル以上となつた工場又は事業場に係る事業者は、1万平方メートル以上となつた日から起算して1月以内に前項に規定する届出をしなければならない。

3 前2項の規定により届出をした事業者は、届出事項に変更が生じたときは、変更のあつた日から起算して1月以内に規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(立入調査)

第7条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に工場又は事業場その他の場所に立ち入り、事業者に質問し、帳簿書類その他の物件を調査させることができる。

2 前項の規定により調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(負担金の徴収)

第8条 市長は、負担対象事業者が納付すべき負担金の額を確定したときは、遅滞なくこれを当該負担対象事業者に通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた事業者は、市長が発行する納入通知書により市長の定める期日までに負担金を納入しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、負担金を分割して納入させることができる。

3 市長は、特別の理由があると認めるときは、負担金の徴収を猶予することができる。

4 市長は、規則で定める公益上その他の理由により必要があると認めるときは、規則で定めるところにより負担金の額を減額し、又は免除することができる。

5 既納の負担金は、還付しない。

(神戸港港湾審議会の意見聴取)

第9条 市長は、第2条第1項の規定により負担対象工事を指定しようとするときは、次の各号に掲げる事項を示して、神戸港港湾審議会の意見をきかなければならない。

(1) 当該工事の概要

(2) 第4条第1号の割合について2分の1と異なる割合を定めるときは、当該割合

(3) 当該工事が第2条第1項第1号又は第3号に掲げる工事であるときは、当該負担区域内における工場又は事業場の設置予定区域の面積

(施行の細目)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

(経過規定)

- 2 この条例の施行の日前に実施した港湾工事については、この条例の規定は適用しない。
- 3 この条例の施行の日に現に神戸港臨港地区内及び神戸港港湾区域内においてその敷地の面積の合計が1万平方メートル以上である工場又は事業場に係る事業者は、第6条第1項の規定にかかわらずこの条例の施行の日から起算して3月を経過する日までに同項に規定する届出をしなければならない。

附 則（昭60. 3. 30 条例 44）

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（昭62. 3. 27 条例 38）

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

# 神戸市港湾環境整備負担金条例施行規則

昭和 55 年 3 月 31 日規則第 92 号

(趣 旨)

第 1 条 この規則は、神戸市港湾環境整備負担金条例（昭和 55 年 3 月条例第 35 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第 2 条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(負担対象工事の告示)

第 3 条 条例第 2 条第 2 項の規定による負担対象工事の指定の告示は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 当該工事の種類及び名称
- (2) 当該工事の完了した日
- (3) 当該工事に要した費用及び条例第 4 条第 1 号の割合
- (4) 当該工事に係る負担区域
- (5) 当該工事の完了した日に現に当該工事に係る負担区域内にある工場又は事業場の敷地の面積の合計（当該工事が条例第 2 条第 1 項第 1 号又は第 3 号に掲げる工事である場合にあつては、その面積の合計に当該負担区域内における工場又は事業場の設置予定区域の面積として市長が定める面積を加算した面積）
- (6) その他市長が必要があると認める事項

(負担割合の変更)

第 4 条 市長は、次の各号の一に該当するときは、条例第 4 条第 1 号の割合を 2 分の 1 未満の割合に定めることができる。

- (1) 負担区域内の工場又は事業場以外のものの原因が 2 分の 1 以上となつて負担対象工事の必要を生じ、又は負担対象工事によりこれらのものが 2 分の 1 以上の受益を得ていると市長が認めるとき。
- (2) 条例第 4 条第 1 号の割合を 2 分の 1 とすることが負担対象事業者全体の負担能力からみて、著しく過大であると市長が認めるとき。

(予定埋立区域の告示)

第 5 条 条例第 5 条第 2 項の規定による予定埋立区域及びその変更の告示は、その位置、面積その他市長が必要があると認める事項について行うものとする。

(工場又は事業場の敷地面積等の届出)

第6条 条例第6条第1項に規定する規則で定める事項は、工場又は事業場の名称、所在地及び敷地の利用形態(単独所有、共有、借用、共用等の区分をいう。)とする。

2 条例第6条第1項及び第2項の規定による工場又は事業場の敷地面積等の届出は、様式第1号によつて行うものとする。

3 条例第6条第3項の規定による変更の届出は、様式第2号によつて行うものとする。

4 前2項の届出には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市長は、既に届出のあつた事項で変更のないものについては、添付すべき書類の一部を省略させることができる。

- (1) 工場又は事業場の敷地の位置図及び平面図
- (2) 工場又は事業場の敷地の面積を証する書類
- (3) その他市長が必要があると認める書類

(身分証明書の様式)

第7条 条例第7条第2項の証明書は、様式第3号によるものとする。

(負担金の徴収方法)

第8条 条例第8条第1項の規定による通知は、様式第4号によつて行うものとする。

2 条例第8条第2項の規定による負担金の納期は、同条第1項の規定による通知を行つた日の属する月の翌月の末日とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その都度指定する日とする。

3 条例第8条第2項ただし書の規定により負担金を分割して納入しようとする者は、様式第5号による分割納入申請書を市長に提出しなければならない。

4 条例第8条第3項の規定により負担金の徴収の猶予を受けようとする者は、様式第6号による徴収猶予申請書を市長に提出しなければならない。

(負担金の減免)

第9条 条例第8条第4項の規定により、市長が負担金の額を減額し、又は免除することができるときは、次の各号に掲げるときとする。

- (1) 負担対象事業者が、港湾の環境の整備又は保全のための公共の緑地等を本市の指導により整備し、又はそのための用地を提供し、かつ、当該緑地等の規模が、負担区域内における当該事業者の工場又は事業場の規模に比して相当程度以上に達していると市長が認めるとき。
- (2) 負担対象事業者が、一定規模以上の緑地等を整備し、かつ、当該緑地等が港湾の環境の整備又は保全に資すると市長が認めるとき。
- (3) その他市長が特に減額し、又は免除する必要があると認めるとき。

2 条例第8条第4項の規定により負担金の減額又は免除を受けようとする者は、様式第7号による減免申請書を市長に提出しなければならない。

(敷地面積の算定基準)

第10条 工場又は事業場の敷地を2以上の事業者が使用する場合は、それぞれの事業者が使用する面積割合により負担金の負担の対象となる工場又は事業場の敷地の面積を算定するものとする。

2 負担区域内にある負担対象事業者の工場又は事業場の敷地の面積の合計に1平方メートル未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(施行の細目)

第11条 この規則の施行に関し必要な事項は、港湾局長が定める。

附 則

この規則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則(平元.4.7規則6)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成元年5月1日から施行する。

附 則(平8.4.1規則7)抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平10.10.15規則50)抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平14.3.29日規則80)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平28.3.31日規則72)抄

(施行期日)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平31.3.29規則36)抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(神戸市市税条例施行規則の一部改正等に伴う経過措置)

17 附則第3項から前項までの施行の際現に存する附則第3項から前項までの規定による改正前の様式による用紙は、なお使用することができる。

附 則(平31.3.29規則66)抄

(施行期日)

第1条 この規則は、平成31年4月1日から施行する。